

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)

法人名	特定非営利活動法人びわ湖なまずの会	実績判定期間	25年4月1日～27年3月31日
実績判定期間(注意事項参照)における下欄③の㉒欄の金額に占める㉑欄の金額の割合(㉓欄)が、5分の1以上であること			チェック欄 ✓

小規模法人の判定

①  $\frac{\text{実績判定期間の総収入金額 } 10,000,000}{\text{実績判定期間の月数 } 24 \text{ 月}} \times 12 = \text{㉑ } 4,999,999$

㉑が800万円未満である	はい	②へ
	いいえ	小規模法人の例計算・・・適用不可

② 実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者(役員、社員を除く。)の数が50人以上である	はい	小規模法人の特例計算・・・適用可③へ
	いいえ	小規模法人の特例計算・・・適用不可

③ 小規模法人の特例計算を適用する場合

総収入金額	㉑	10,000,000円
控除金額	国の補助金等の額(㉒欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㉒ 500,000円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㉓ 100,000円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㉔ 0円
	資産の売却収入で臨時的ものの金額	㉕ 0円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・小規模法人用)①欄の「( )」)	㉖ 0円
休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)④欄)	㉗ 0円	
<b>差引金額 (㉑-㉒-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗)</b>	㉘	<b>9,400,000円</b>

受入寄附金総額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉑欄)	㉙	5,000,000円
控除金額	一人当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・小規模法人用)①欄)	㉚ 0円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)④欄)	㉛ 0円
差引金額(㉙-㉚-㉛)	㉜	5,000,000円
会費収入(㉜欄と付表2(相対値基準)④欄のうちいずれか少ない金額)	㉝	30,000円
国の補助金等の金額(㉜欄の金額を限度とする)	㉞	0円
<b>合計金額 (㉜+㉝+㉞)</b>	㉟	<b>5,030,000円</b>

<b>基準となる割合</b> (㉟÷㉘)	㊱	<b>53.5%</b>
-------------------------	---	--------------

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

○ 総収入金額㉑は、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載してください。  
 ※ その他の事業がある場合には、特定非営利活動事業に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計を記載します。  
 ○ 総収入金額に、「前期繰越正味財産額」、「借入金収入」、「各種引当金戻入益」が含まれている場合は、これらの金額を控除して記載してください。

○ 補助金㉒は、活動計算書の補助金収入を記載しますが、その中に、国等(国、地方公共団体、独立行政法人及び国が加盟している国際機関等)以外からの補助金(助成金等)が含まれている場合は、これらの金額を控除して記載してください。

○ 固定資産、有価証券等(棚卸資産を除きます。)の譲渡で、臨時的な資産の譲渡金額を記載してください。

○ 上記㉑欄に該当する補助金や未収の寄附金を含めないことにご留意ください。  
 ○ 第1表付表1〇A欄の金額と一致していることを確認してください。

○ 国の補助金等の金額の金額を算入するか否かを選択できますが、選択した場合に上記㉑欄は空欄となります。